

3 1 多企企第 3 6 7 号 令和元年 1 1 月 1 1 日

多摩市自治推進委員会委員長 殿

多摩市長 阿部 裕行

第七期多摩市自治推進委員会の審議について(諮問)

このことについて、多摩市自治基本条例第30条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

- (1) 市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくりについて ((仮称) 地域委員会の設置、地域担当職員の配置について)
- (2) 現役世代の地域参加、行政への参画の促進について

2 諮問理由

多摩市では、平成16年8月1日に多摩市自治基本条例(以下「条例」という。)を施行し、市民主体のまちづくりを進めています。この条例は、市民が市民の手で市民の責任によるまちづくりを実現するため、最も基本的な理念とそれを実現するための行動原則を定めた市の最高規範であり、市民参画・協働によるまちづくりのルールとして確立したものです。

自治推進委員会は、「参画・協働によるまちづくりが推進されているか」など、条例に基づく「私たちのまちの自治」に関するルールの推進役として具体的な答申や提言を行う機関です。これまで6期にわたって、市民参画・協働をテーマに審議を行っていただきました。

現在、条例施行から15年が経過し、人口減少や少子高齢化等、多摩市を取り巻く環境の変化に伴い、市民の生活や家庭環境に変化が生じています。定年退職した後も引き続き就労を継続する市民が増えていること等により、従前のように地域の担い手を、リタイアした世代のみに求めることが難しくなっています。そのため、仕事や子育てで忙しい現役世代でも無理なく地域参加、行政参画できるしくみづくりが必要です。

第五次多摩市総合計画第3期基本計画では、重点課題の1つに、「市民・地域と行政との新たな協働のしくみづくり」を掲げました。これまで地域を支えてきていただいた世代に加え、現役世代を含めた幅広い世代に、地域の支え手となり、行政に参画してもらえるよう、コミュニティエリアなどの地域を単位とした協働のしくみを構築することで、市民・地域と行政が連携し、大学や企業など様々な地域資源を活用しながら、地域が抱える課題解決を図っていくしくみをつくっていくことを目指しています。

このように、いまの社会情勢にあった市民参画・協働によるまちづくりを実現するため、上記の事項について本委員会で審議していただきたく、諮問します。